

# 下水道使用料を改定します

下水道は、清潔で快適な生活環境と美しい水辺環境を守るための重要な施設です。市は、公共下水道事業の健全な経営と適正な維持管理を行うため、4月1日の使用水量（排除汚水量）分から、下水道使用料を平均17・6パーセント引き上げることになりましたので、お知らせします。



## 下水道使用料を改定する理由は？

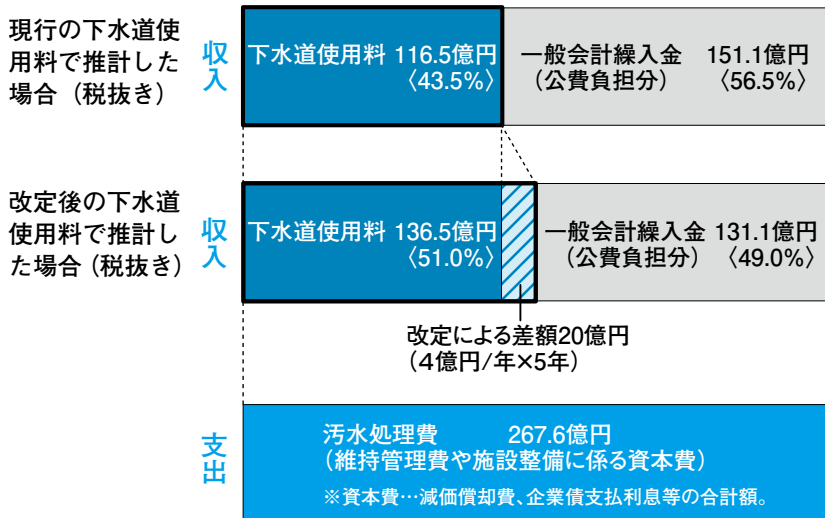
### ●市の財政を圧迫する下水道の維持管理費

本来、下水道の維持管理に必要な費用は、下水道使用者が支払う下水道使用料で賄うとされています。しかし、人口減に伴う下水道使用料収入の減少、下水道管や施設の改修・耐震化費用の増加により、公共下水道事業会計は赤字になっています。現在、この赤字は、一般会計からの繰入金（市税など）で補っています。

### ●下水道使用料の改定を審議

一般会計の財政状況が厳しい中、公共下水道事業の繰入金への依存傾向を改め、独立採算による健全な経営を進めるため、市民や知識経験者で構成される下水道使用料金等審議会で3回検討を行いました。今後の収支予測（下グラフ参照）などに基づいて検討した結果、「一般会計からの繰入金を減らすために、年4億円程度の増収となるよう使用料の改定が適当」との意見で一致し、市長に答申を行いました。その後、昨年11月の市議会定例会で審議、可決されました。

## 今後5年間(平成26～30年度)における収支予測



下水道 きれいな  
一歩は 家庭から

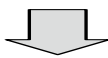


下水道マスコットキャラクター スイスイくん

# 下水道使用料新旧対照比較表（1か月につき）

（税抜き）

	排除汚水量 （使用水量）	現行使用料	改定後使用料
		3月まで	4月から
基本料金	0 ~ 10m <sup>3</sup>	1,000円	1,300円
従量料金 〈汚水1m <sup>3</sup> （立方メートル）につき〉	11 ~ 20m <sup>3</sup>	100円	110円
	21 ~ 30m <sup>3</sup>	110円	125円
	31 ~ 50m <sup>3</sup>	120円	135円
	51 ~ 100m <sup>3</sup>	130円	145円
	101 ~ 500m <sup>3</sup>	140円	155円
	501m <sup>3</sup> ~	150円	165円



## 1か月で現行と改定後の下水道使用料を比較した場合

（税抜き）

排除汚水量 （使用水量）	現行使用料	改定後使用料
20m <sup>3</sup> / 月	2,000円	2,400円
30m <sup>3</sup> / 月	3,100円	3,650円
50m <sup>3</sup> / 月	5,500円	6,350円
80m <sup>3</sup> / 月	9,400円	1万 700円
100m <sup>3</sup> / 月	1万2,000円	1万3,600円
200m <sup>3</sup> / 月	2万6,000円	2万9,100円
500m <sup>3</sup> / 月	6万8,000円	7万5,600円
1,000m <sup>3</sup> / 月	14万3,000円	15万8,100円

●平均17・6パーセント引き上げます  
市は、下水道使用料を平成16年から据え置いてきましたが、4月1日からの使用水量（排除汚水量）分、平均で17・6パーセント引き上げます。



下水道使用料はいくらになるの？

改定後の下水道使用料

例えば…



東部浄化センター

◆中野台下水処理施設の使用料も引き上げます  
中野台下水処理施設の使用料も、下水道使用料と同じ料金体系のため、同様に引き上げます。

### ●問い合わせ

下水道使用料 / 上下水道営業課

☎(55)2801 ☎(53)2745

中野台下水処理施設使用料 / 生活排水対策課

☎(55)2853 ☎(53)2745

今後、事業の効率化により、経費の削減に取り組んでいきます。皆さんのご理解とご協力をお願いします。



### 【使用料の請求が奇数月にある地区】

2月20日ごろ 検針	4月1日	4月20日ごろ 検針
5月請求分	現行使用料 （消費税5%）	改定後使用料 （消費税5%）
4月20日ごろ 検針		6月20日ごろ 検針
7月請求分	改定後使用料 （消費税8%）	

### 【使用料の請求が偶数月にある地区】

3月20日ごろ 検針	4月1日	5月20日ごろ 検針
6月請求分	現行使用料 （消費税5%）	改定後使用料 （消費税5%）
5月20日ごろ 検針		7月20日ごろ 検針
8月請求分	改定後使用料 （消費税8%）	

使用料の請求は、奇数月の地区と偶数月の地区に分かれています（左表参照）。両地区ともに、改定後の使用料は4月1日から適用されます。  
消費税率値上げ分は、経過措置により6月請求分まで5パーセントに据え置き、7月請求分から8パーセントを適用します。



改定後の使用料の請求はどのようになるの？